

東京都における中小企業の振興を 目的とした条例について

平成30年9月6日

産 業 労 働 局

前回からの主な変更点

条項	主な変更点
前文	<ul style="list-style-type: none">・多摩や島しょ地域は「一層の産業発展の可能性を有している」という表現を追記・中小企業が「都民の暮らしや地域の経済を支える」上で重要な役割を果たしてきたという表現に修正・東京の特徴である「多様性」を活用しながら、中小企業振興を行っていくという表現を追記
基本理念	<ul style="list-style-type: none">・小規模企業の振興について、「小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえて」、事業の持続的な発展を推進するとの趣旨に表現を修正
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・「産業集積の維持・発展」という視点を地域の特性として追記
区市町村の役割	<ul style="list-style-type: none">・区市町村は、自らも中小企業の振興に関する施策に取り組むよう努めることを追記
大学等の役割	<ul style="list-style-type: none">・「大学等」が有する人材の育成という機能を踏まえ、「人材の育成に努める」という内容を追記

東京都中小企業・小規模企業 振興条例（仮称）について

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項

文案

（前文）

東京は、世界有数の経済都市であり、日本の首都として、我が国の経済を支えてきた。政治・経済・文化などの諸機能が高密度に集積した都市部だけでなく、自然に恵まれ**一層の産業発展の可能性を有する**多摩や島しょ地域があり、それぞれの特色を生かした事業活動が活発に行われている。

これまで、東京の中小企業は、たゆまぬ努力と創意工夫により培われた高度な技術やサービス提供の力を基礎として、多様な事業活動を展開し、地域社会を活性化させ、雇用の場を創出するとともに、**都民の暮らし**や地域の経済を支える上で重要な役割を果たしてきた。

しかし、人口の趨勢やその構造変化、さらには経済活動の国際化や科学技術等の進展により、経営環境が急速に変化する中で、中小企業は様々な課題の解決を適切に**図ることが必要な状況に直面している**。

このため、将来にわたり、日本の**各地域と共存共栄の関係に立ち、持続的に成長する**都市として、国際的にも存在感を示すためには、**東京の特徴である多様性を活用しながら**、中小企業者による経営の向上に向けた意欲的な取組に対し、必要な支援を的確に行うことにより、その振興を図ることが重要である。

ここに、中小企業の振興を都政の重要課題として位置付け、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項	文案
(目的) 第1条	この条例は、東京都(以下「都」という。)の中小企業・小規模企業(以下「中小企業」という。)に関する施策について、その基本となる理念や方針等を定めるとともに、都、中小企業者、その他の関係者の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって東京都の経済の持続的な発展及び都民生活の向上に寄与することを目的とする。
(定義) 第2条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (一) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、都内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (二) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、都内に事務所又は事業所を有するものをいう。 (三) 中小企業関係団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会、労働団体その他の中小企業に関する団体であって、都内に事務所を有するものをいう。 (四) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、都内に事務所を有するものをいう。 (五) 大企業者 中小企業者以外の事業者(会社及び個人に限る。ただし、金融機関を除く。)であって、都内に事務所を有するものをいう。 (六) 大学等 大学及び高等専門学校その他教育研究機関をいう。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項		文案
(基本理念) 第3条	1	中小企業の振興は、中小企業者による経営の改善及び向上を図るための自主的な努力が促進されることを旨として推進されなければならない。
	2	中小企業の振興は、中小企業者が多様な事業の分野における特色ある事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等地域社会の発展及び地域住民の生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。
	3	中小企業の振興は、都、区市町村、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、大学等、 その他中小企業の事業活動と関係があるものが 相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。
	4	小規模企業の振興は、 小規模企業者の経営の規模及び形態を踏まえて、その経営資源の活用が有効に図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、事業の持続的な発展が推進されなければならない。
(都の責務) 第4条		都は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項		文案
（施策の基本方針） 第5条	1	<p>都は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">（一）中小企業の経営基盤の強化及び事業承継の円滑化を図ること（二）中小企業の創業の促進を図ること（三）中小企業の販路開拓の促進を図ること（四）中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること（五）中小企業の資金調達の円滑化を図ること（六）中小企業の人材の確保及び育成を図ること（七）中小企業の働きやすい職場環境の整備の促進を図ること（八）中小企業の新技術や新サービスの開発の促進並びに知的財産の保護及び活用の促進を図ること（九）産業集積等の地域の特性を生かした中小企業の事業活動の促進を図ること
	1	<p>中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。</p>
（中小企業者の責務） 第6条	2	<p>中小企業者は、人材の育成や雇用環境の整備に努めるものとする。</p>

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項	文案
(中小企業関係団体の協力) 第7条	中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に対して、主体的かつ積極的に支援するとともに、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(金融機関の協力) 第8条	金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(区市町村の協力) 第9条	区市町村は、基本理念にのっとり、当該区市町村の地域の特性を生かして、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するとともに、自ら中小企業の振興に関する施策に取り組むよう努めるものとする。
(大企業者の協力) 第10条	大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動並びに地域の経済及び社会における中小企業の取組について理解を深め、都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

東京都中小企業・小規模企業振興条例（仮称）について

条項	文案
(大学等の協力) 第11条	大学等は、基本理念にのっとり、 人材の育成に努めるとともに 、中小企業が行う新商品の開発、技術やサービスの高度化に対する助言及び産学の連携を通じて、 都が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(都民の理解及び協力) 第12条	都民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。
(財政上の措置) 第13条	都は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。